

# 子どもの貧困への対応について

# 子どもの学習・生活支援事業について

## 【現状と課題】

- 子どもの学習・生活支援事業では、生活困窮世帯の子どもや生活保護受給世帯の子どもに対し、学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等の支援（生活支援）、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施。これにより、単に勉強を教えるだけでなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細やかで包括的な支援を行うとともに、本事業を入口とし、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで、世帯全体への支援を行っている。
- 本事業の令和3年度の実施率は約6割だが、人口10万人未満の自治体での実施率が低い。本事業を実施する自治体の中では、学習支援は全ての自治体で行われている一方、生活支援は約7割、教育・就労に関する支援は約5割の実施率に留まる。
- 支援を行っている子どもを学年別に見ると、中学生が過半数を占め、高校生以上は1割程度。これらの世代に対する本事業の支援効果としては、参加した中学3年生の高校進学率や高校生の中退率が全世帯平均値に近い実績となっていることが挙げられる。
- 本事業と関係機関・関係団体との連携状況を見ると、小中学校や行政機関内の他部局等と連携している自治体が多い一方、児童相談所等の専門機関や、フードバンク、民間団体と連携している自治体は少ない。
- また、本事業の関連事業として、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業」や社会教育法に基づく地域学校協働活動の一環として実施される「地域未来塾」があり、自治体はこれらの事業を地域の実情に応じて組み合わせながら実施している。

## 【考え方】

- 子どもの学習・生活支援事業を入口とし、子どもだけではなく世帯全体への支援につなげるとの本事業の趣旨を踏まえると、学習支援に加えて生活支援も行うことが重要。その際、過疎地域に住む子どもや成長過程で必要な体験の機会が乏しい子ども、ヤングケアラー等、生活困窮世帯の子どもが置かれる状況は様々であることを踏まえると、自治体が様々な課題に対応しながら事業を実施するための支援も必要。
- 現在は参加者数の大半を小・中学生が占めているが、高校生以上の世代に対しては、特に、中退防止・進路選択等の観点から、相談支援を更に推進することが必要。あわせて、子どもや保護者の多様なニーズに対し包括的な支援を行うため、専門機関や関係団体との連携をより一層強化することが必要。

## 【論点】

- 子どもの学習・生活支援事業を実施する場合に、世帯全体への支援につなげる観点から、子どもや保護者に対する相談支援や自立相談支援事業の利用勧奨といった生活支援についても、学習支援と一体的に行うよう求めてはどうか。また、様々な課題への自治体の対応を評価するための仕組みを構築する方策が必要ではないか。
- 高校生への切れ目のない支援や、専門機関や関係団体、関連する他制度との連携を更に推進するため、例えばガイドラインを作成し好事例を横展開するなどの方策が必要ではないか。

# 生活保護受給中の子育て世帯全体への支援について

## 【現状と課題】

- 生活保護受給中の子育て世帯に対して教育・生活面で支援を行うため、現在、子どもの学習・生活支援事業が、生活困窮者自立支援制度の事業として実施されている。
- 生活保護世帯の子どもは、一般世帯と比べ、家庭で勉強を行う環境や、学習意欲、教師や友人との関係、将来の進学に向けた意識等の面で課題を抱えており、より早期から支援者が関わりを持つことで、より高い支援効果が期待できると考えられる。また、保護者自身も、周囲の地域との関わり合いに乏しい傾向があり、必要な情報や支援が行き届きにくいという課題を抱えているが、生活保護世帯では、保護者の教育への意識が高いほど、子どもの学習態度が改善する傾向がある。
- 一方、福祉事務所は、支援に際し、子どもとの接触が難しい、子どもの将来の自立に向けた取組の必要性について保護者と認識を共有できる程度にまで信頼関係を構築する時間的余裕がケースワーカーにない、専門性が不足している等の課題も抱えている。
- このため、自治体によっては、自立支援プログラムにおける個別支援プログラムや、子どもの学習・生活支援事業の活用により、教育支援を行う職員を配置した上で、訪問等による子育て世帯全体への支援を実施しているところもある。ただし、プログラムの策定自治体数及び策定プログラム数は限られている。
- 学習支援費については、平成30年度に運用が見直され、クラブ活動費用の実費支給による給付として、被保護者からの申出により給付する仕組みとなったが、受給実人数は、教育扶助受給人員数全体の9.1%にとどまっている。また、福祉事務所の中には、学習支援費に関する事前の案内を行っているところと行っていないところがあり、前者の方が、受給実人数の比率が高くなっている。

## 【考え方】

- 生活保護受給中の子育て世帯に対する支援として、大学等への進学を含む進路選択に向けた環境の改善を図ることは、貧困の連鎖を防止する観点から重要である。特に生活保護世帯の場合は、訪問等のアウトリーチ型的手法により、進学先を含む進路選択に向けた環境を直接把握した上で、早期から支援者が介入し、子どもの教育に関する保護者や子どもの理解や意識を喚起することが効果的と考えられる。
- その際、ケースワークによる支援を補い、質の向上を図る観点から、当該分野の専門知識や経験を有する職員が支援に参画することは重要であると考えられる。また、こうした取組が全国的に広がっていくよう、事業実施を促していく必要がある。
- 学習支援費の更なる活用を図るため、福祉事務所から学習支援費の支給対象世帯に対して制度の活用に向けた周知が適切に行われるよう改めて徹底するとともに、支給対象となり得る子育て世帯等に対する制度の事前の周知・広報にも積極的に取り組む必要がある。

## 【論点】

- 生活保護世帯の子ども及びその保護者に対し、世帯の状況に応じて、ケースワーカーによる支援を補うために、訪問等により、学習環境の改善、進学先を含む進路選択、奨学金の活用などに関する必要な情報の提供及び助言を行う事業を実施することをどのように考えるか。
- その際、子ども向けの居場所への参加促進など、子どもの学習・生活支援事業等との緊密な連携を図る必要があるのではないか。

# 生活保護受給世帯の子どもが高校卒業後に就職する場合の対応について

## 【現状と課題】

- 大学等への進学を支援するため、前回（平成30年）の法改正で進学準備給付金を創設した。これにより、生活保護受給世帯の子どもが高等学校等を卒業し大学等に進学する際、新生活の立上げ費用として一時金が給付される（自宅通学10万円、自宅外通学30万円）。
- 一方、高等学校等を卒業後に就職する場合は、就職地までの移送費や、就職支度金（上限32,000円）が支給されるほか、本人の就職に伴い世帯全体で保護が廃止された場合は、就労自立給付金が支給される（3万円～15万円（単身2万円～10万円））。
- しかし、就労自立給付金は、現行制度上は、世帯を単位として保護廃止の決定の際に支給されることから、就職後に世帯から転出して独立生計になり、新生活を立ち上げる場合は、就労自立給付金が支給されない。
- また、保護廃止前の就労収入額を積み立てるという算定方法を踏まえると、仮に就労自立給付金の支給要件を満たす場合でも、ほとんどの場合で、支給額は最低給付額にとどまるものと見込まれる。

## 【考え方】

- 本人の希望を踏まえた選択に基づいて高等学校等を卒業した後に就職することは、被保護者の自立の助長の観点から重要であるとの指摘もなされている。
- このため、大学等に進学する場合に進学準備給付金が支給されることとの間の均衡を図る観点から、高等学校等を卒業後に就職し、本人が一人暮らしのために世帯から独立する場合の新生活の立上げ費用に対する支援を検討する必要がある。
- また、本人を含む世帯全体で保護が廃止される場合も、同様に支援を検討する必要がある。

## 【論点】

- 進学準備給付金との均衡を図る観点から、生活保護受給世帯の子が、本人の希望を踏まえた選択に基づいて高等学校等を卒業した後に就職し、一人暮らしのために世帯から独立したり、世帯全体で保護が廃止されるような場合に、新生活の立上げ費用を補うため、高卒就職者であれば初任給を得ることができるといった点にも留意しつつ、一時金を支給できるようにすることについて、どのように考えるか。

# 大学等への進学支援について

## 【現状と課題】

- 生活保護世帯の大学等進学率は39.9%（令和3年）であり、近年増加傾向にあるものの、全世帯平均を下回る状況が続いている。
- こうした点を踏まえ、大学等への進学を支援するため、前回（平成30年）の法改正では進学準備給付金を創設するとともに、世帯分離をして大学等に通う場合に住宅扶助を減額しない措置や、被保護者家計改善支援事業を新たに実施した。
- 加えて、文部科学省の修学支援新制度が令和2年度から開始され、生活保護受給世帯出身者を含む低所得世帯を対象に、授業料の減免の他に、給付型奨学金による生活費の支給が行われており、さらに今年度には家計急変の際に随時申請を認める範囲が拡大された。
- また、高校生のアルバイト収入などを学習塾の費用や大学の入学料などに充てる場合には、収入認定を行わない措置が設けられている。この中には、受験料や交通費、宿泊費も含まれている。
- 生活保護制度では、現状、一般世帯でも、①高等学校卒業後、大学等に進学せずに就職する者や、②奨学金やアルバイトなどで自ら学費や生活費を賄いながら大学等に通う者がおり、これらのバランスを考慮すると、生活保護費を受給しながら大学等に就学することを最低生活保障の対象として認めることは困難であるとの考え方を採っている。

## 【考え方】

- 生活保護を受給しながら大学等に進学することについては、大学進学後の生活費の支援は生活保護世帯及び一般世帯に共通する課題であることを踏まえ、生活保護の枠組みにとらわれず、修学支援新制度等の教育に関する政策の中で幅広く検討する必要がある。
- 更に、この点については、一般世帯にも奨学金やアルバイト等で学費・生活費を賄っている学生もいる中、一般世帯との均衡を考慮する必要があること、仮に認めた場合に相当数が保護の対象となる可能性があること、大学等に進学しなくても活躍できる機会は多くあること等を踏まえ、慎重に検討する必要があるとの意見があった。一方、コロナ禍で困窮した大学生について一時的に生活保護を利用可能とすべきではないか、との意見もあった。
- 一方で、本人の自立助長のための手段の一つとしての大学等への進学を支援する観点からは、本人の進学に向けた意欲等に早期から働きかけるための子育て世帯全体への支援が重要であると考えられる。
- また、家計面では、大学等への進学までの間に必要となる各種費用を進学前から予め準備しやすくするため、被保護者家計改善支援事業を活用した支援が有効と考えられる。これに加え、各種費用を収入認定の際に除外する範囲について、引き続き検討する必要がある。

## 【論点】

- 生活保護世帯の子どもへの大学等への進学支援についてどのように考えるか。
- 生活保護世帯の子ども及びその保護者に対し、世帯の状況に応じて、ケースワーカーによる支援を補うために、訪問等により、学習環境の改善、進学先を含む進路選択、奨学金の活用などに関する必要な情報の提供及び助言を行う事業を実施することをどのように考えるか。（再掲）
- 大学等への進学を更に支援する観点から、高校生のアルバイト収入等に関する収入認定除外の範囲を見直すことをどう考えるか。

## 参考資料



- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等）。改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

## 支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。  
→子どもの学習・生活支援を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押し(貧困の連鎖防止)

## ＜子どもの課題とその対応＞

### 生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

#### 学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

#### 生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身につけていない

#### 親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

### 子どもの学習・生活支援事業

#### 学習支援

##### (高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等) 等



#### 生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



#### 教育及び就労(進路選択等)に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



## 令和4年度予算(生活支援の充実)

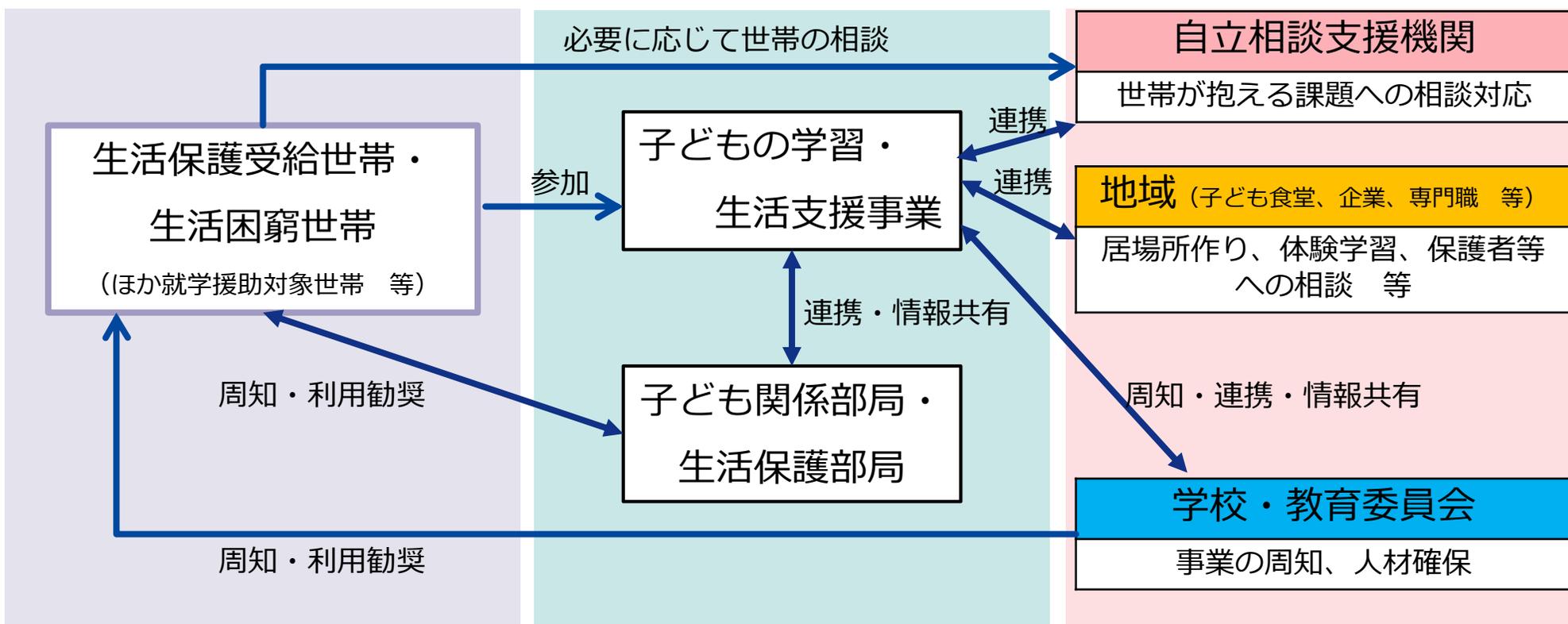
令和4年度予算にて生活習慣・環境改善加算額を400万円増額

- 将来を考えるきっかけとなる職業体験や体験学習、保護者への進路相談会の開催など、より手厚い生活支援を行い、保護者も含めた世帯全体への支援の充実を図る。



# 子どもの学習・生活支援事業の支援体系

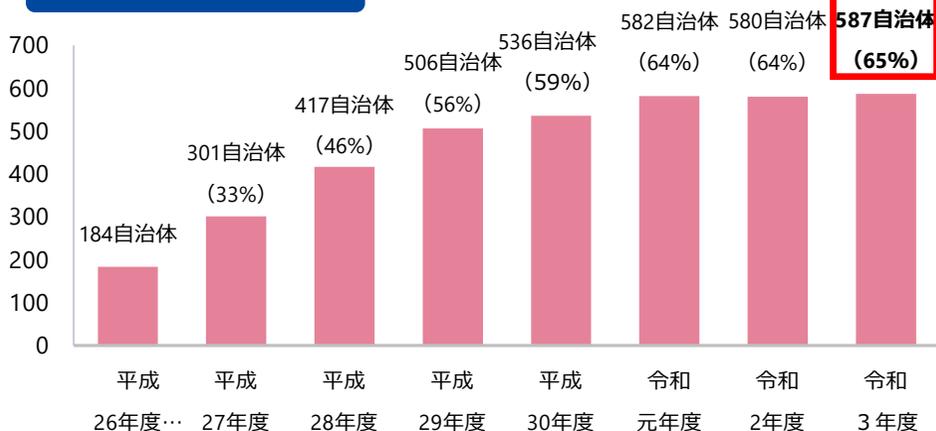
- 生活保護部局や学校等と連携し、生活保護世帯を含む生活困窮世帯に対して、子どもの学習・生活支援事業の周知を行い、事業の参加を促す。
- 自治体は、子どもの学習・生活支援事業により、学習支援のほか、集団行動を学ぶ体験学習や将来を考えるきっかけとなる職業体験、子どもと保護者に対する相談等を実施する。支援にあたっては、地域の子ども食堂や企業、専門職等と連携して実施する。
- こうした取組を通じて把握した子どもの家庭が抱える課題等については、必要に応じて学校や自立相談支援機関と連携・情報共有を行う。



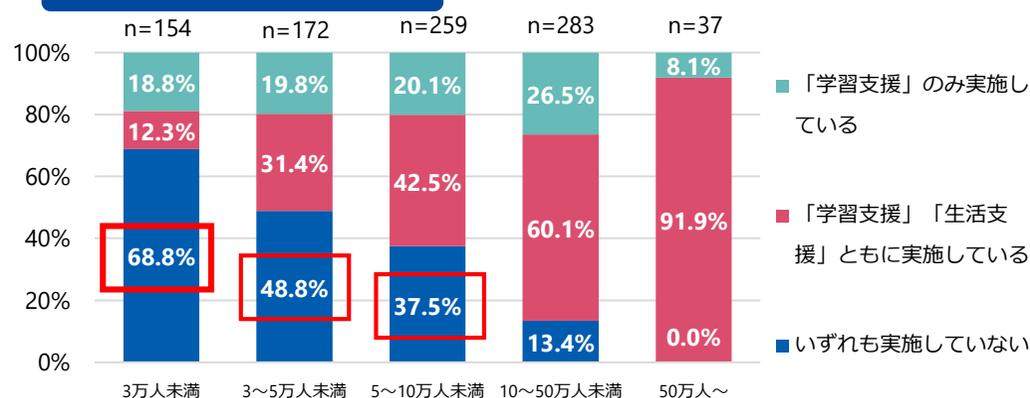
# 子どもの学習・生活支援事業の実施状況

- 子どもの学習・生活支援事業の実施率は着実に増加しているが、6割程度から伸びが鈍化している。人口10万人未満の自治体、特に人口3万人未満の小規模自治体の実施率が低い。

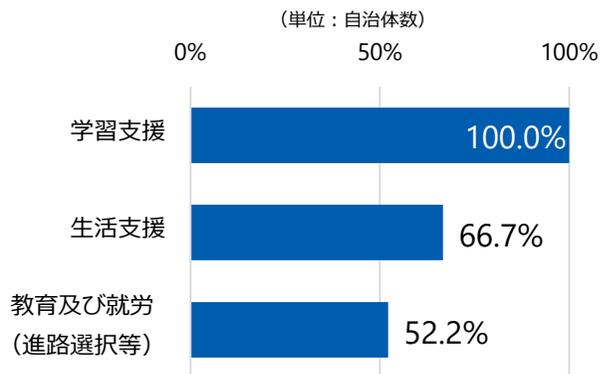
## 実施自治体の推移



## 人口規模別の実施状況



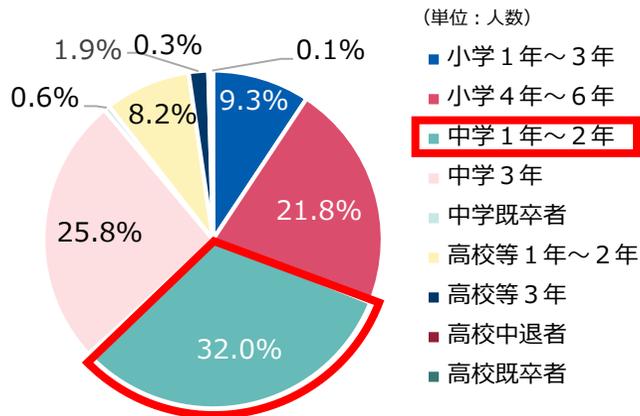
## 支援の取組状況 (n=580)



# 子どもの学習・生活支援事業の支援効果

- 事業の参加者を学年別に見ると、中学1年～2年が32.0%、次いで中学3年が25.8%である一方、高校生以上は10.1%とそれほど多くない状況である。
- 参加した中学3年生のうち、高校進学した者は98.9%（令和2年度）であり、全世帯平均値に近い実績である。

## 参加者数 (n=36,421) ※



※学年別の精査が済んでいない人数を除く

## 中学3年生の進学状況

**99.2% (令和元年度実績) (n=13,414)**

**98.9% (令和2年度実績) (n=9,386)**

(参考) 高校等進学率  
 全世帯98.8%(R元年度)  
 98.9%(R2年度)  
 生活保護受給世帯94.0%(H31.4.1時点)

## 支援対象者の高校中退率

**1.6% (令和元年度実績)**

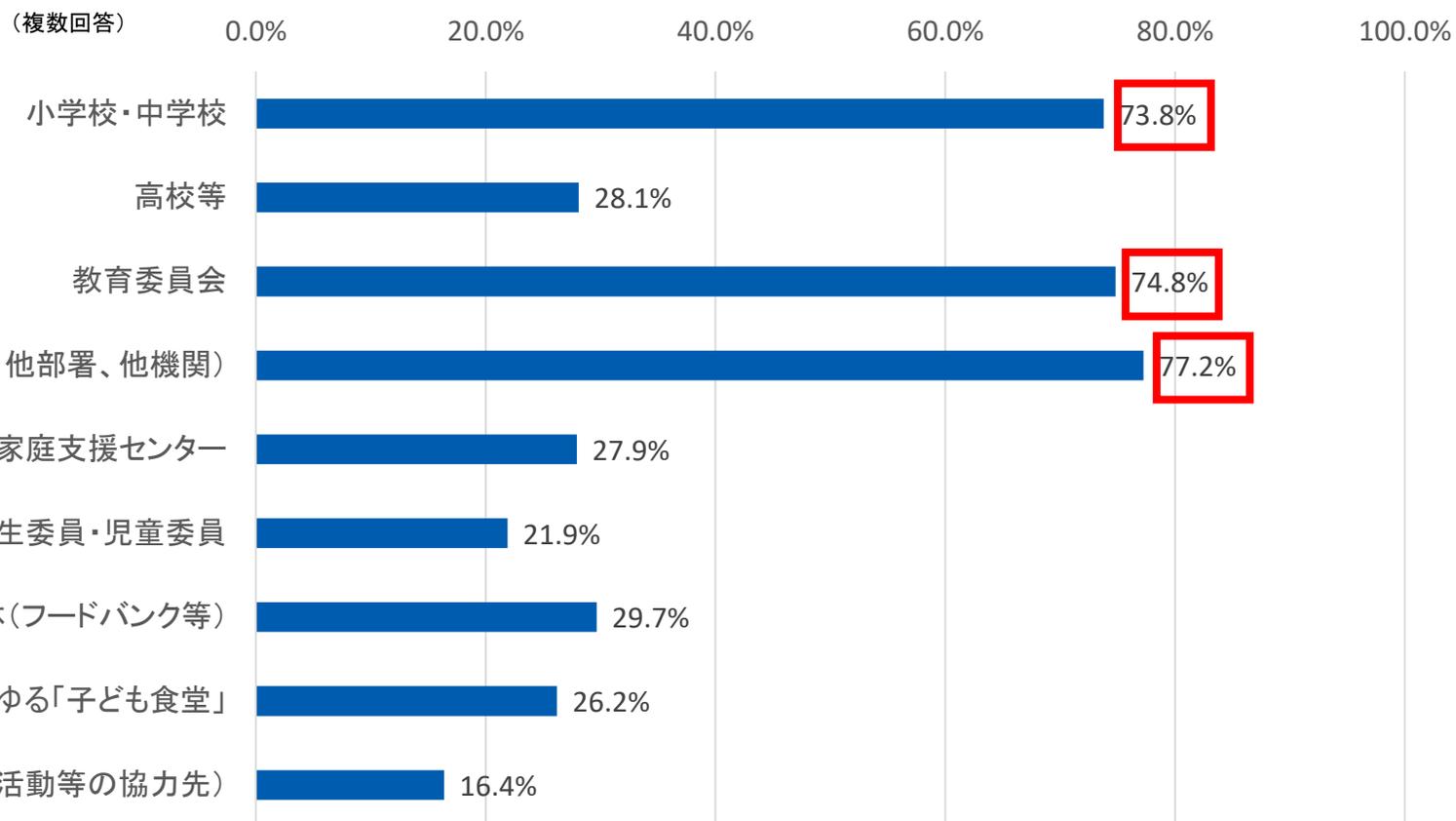
**2.0% (令和2年度実績)**

(参考) 高校中退率  
 全世帯1.3%(R元年度)  
 1.1%(R2年度)  
 生活保護受給世帯4.1%(H30.4.1時点)

# 子どもの学習・生活支援事業と関係機関・関係団体との連携

- 子どもの学習・生活支援事業の連携先は、「小学校・中学校」「教育委員会」「行政機関（他部局・他部署・他機関）」がいずれも70%を超えている一方で、「児童相談所・児童家庭支援センター」「食料・教材等支援関係団体（フードバンク等）」などは30%未満であった。

## 連携先（n=580）

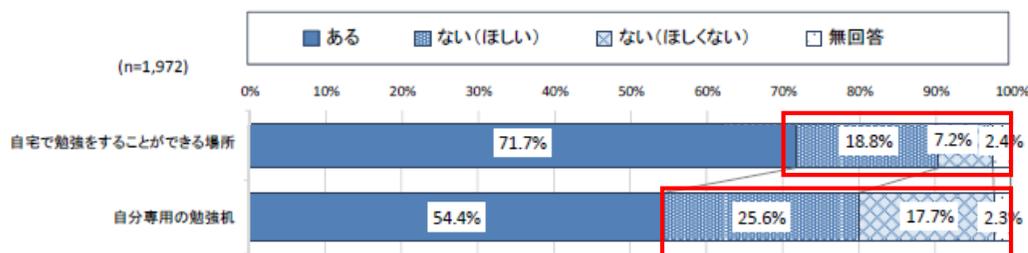


# 生活保護世帯の子どもが家庭で勉強を行う環境の状況

- 生活保護世帯の子どもは、一般世帯の子どもと比べて、「自宅で勉強をすることができる場所」、「自分専用の勉強机」がない割合が高くなっており、家庭（養育）環境に差があることがうかがえる。

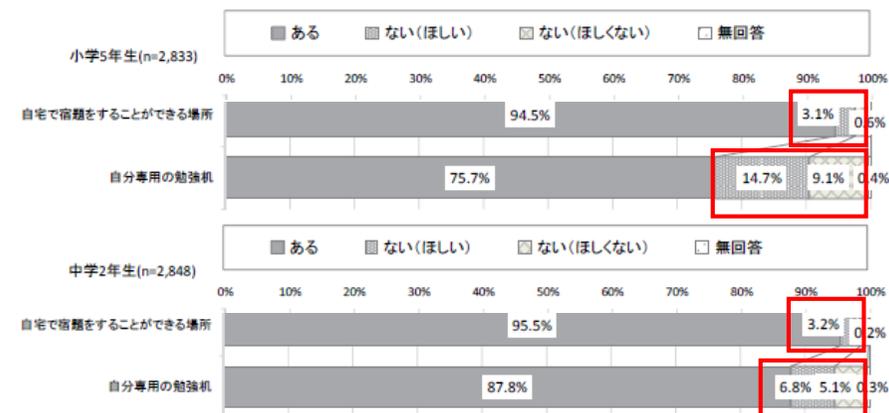
## 生活保護世帯の子ども

図表 2-2-2-3 自分が使うことができるものの保有の状況



## 一般世帯の子ども

表 2-2-2-5 (参考：東京都調査) 教育段階別、自分が使うことができるものの保有の状況

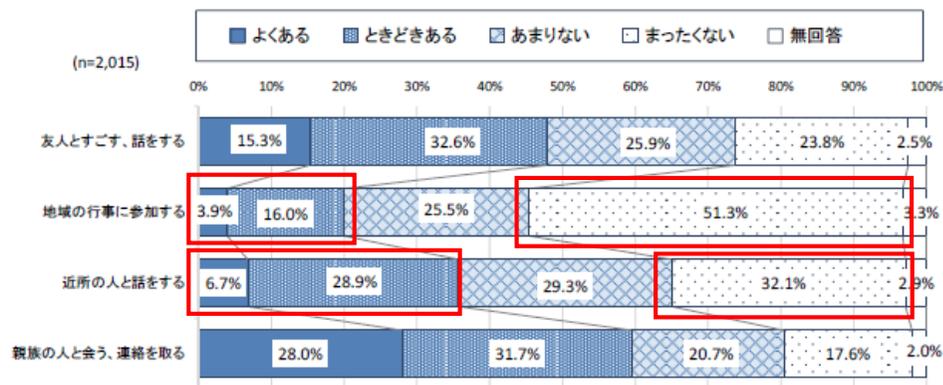


# 子どものいる生活保護世帯の保護者と周囲の人との関わり

- 生活保護世帯の保護者は、「地域行事への参加」、「近所の人との会話」について、「よくある」、「ときどきある」が低く、周囲との関わりあいが少ないことがうかがえる。また、「まったくない」の割合も高い。

## 生活保護世帯の保護者

図表 2-1-6-1 周囲の人との関わり



## 一般世帯の保護者

図表 2-1-6-2 (参考：民間調査) 周囲の人との関わり  
(「よくある」または「ときどきある」の割合)

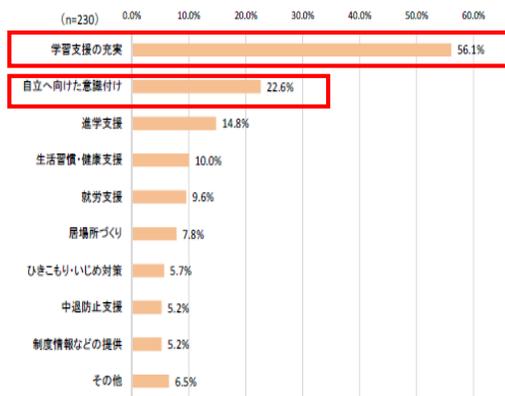
	小学1～3年生の 保護者	小学4～6年生の 保護者	中学生の保護者	高校生の保護者
友人と過ごす・話をする	75.6%	72.8%	72.1%	71.7%
地域の行事に参加する	69.3%	64.5%	53.2%	43.6%
近所の人と話をする	63.2%	57.7%	53.3%	49.7%

# 福祉事務所に聞いた今後特に重要と考えられる取組内容

- 子どもに対する支援として重要と考えられるものは、「学習支援の充実」が最も多いが、「自立へ向けた意識付け」、「進学支援」も次いで多くなっている。
- 保護者に対する支援として重要と考えられるものは、「教育・啓発、意識改革」が64%で最多。
- 福祉事務所での取組として重要と考えられるものは、「関係機関、社会資源との連携」が65%で最多。

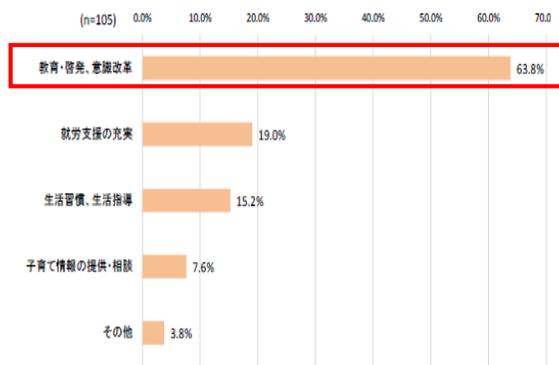
## 子どもに対する支援

図表 3-2-2-4 今後特に重要と考えられること  
(子どもを対象とした支援等に関する自由記述の回答整理)



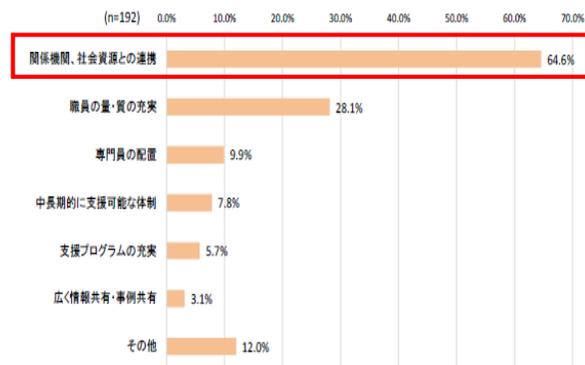
## 保護者に対する支援

図表 3-2-2-8 今後特に重要と考えられること  
(保護者に対する支援等に関する自由記述の回答整理)



## 実施機関の体制

図表 3-2-2-6 今後特に重要と考えられること  
(公的機関の体制充実にに関する自由記述の回答整理)



※ 平成30年度 生活保護世帯の保護者・子どもの生活状況等の実態や支援のあり方等に関する調査研究事業 報告書

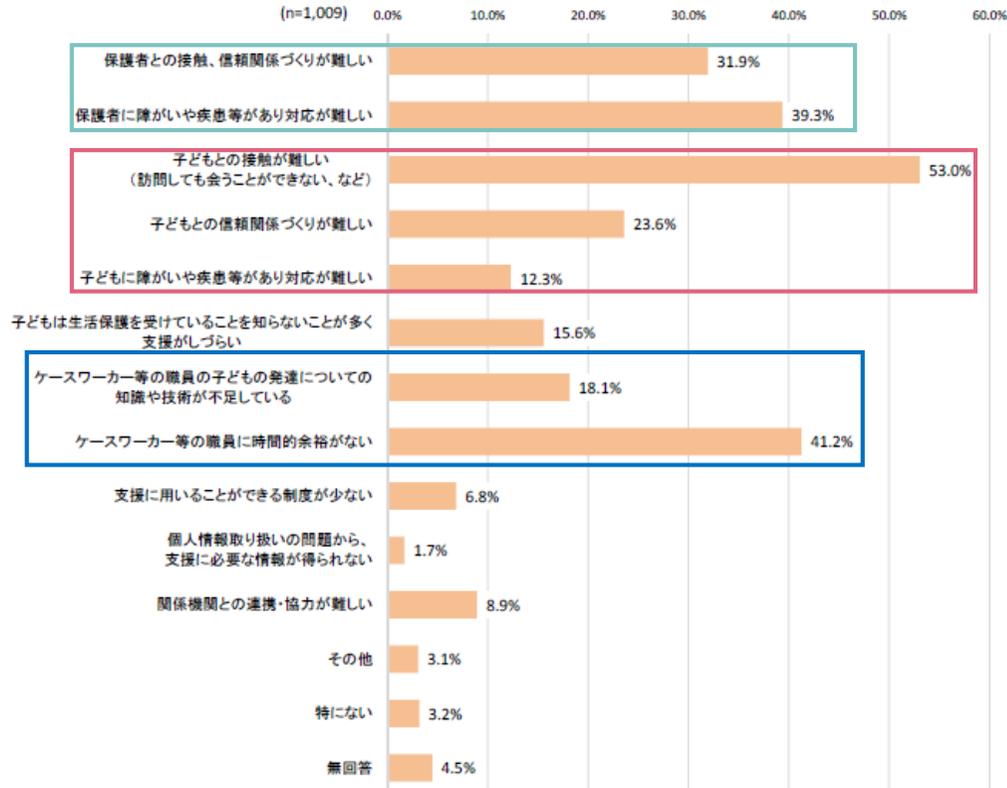
※ 福祉事務所にアンケートを行い、子どもの自立助長のための支援にあたり、今後特に重要と考えられる取組について自由回答

# 福祉事務所に聞いた子育て世帯への支援の課題

- 自治体における子育て世帯への支援の課題としては、「保護者との信頼関係構築・対応が難しい」、「子どもとの接触・対応が難しい」、「ケースワーカーの専門性の不足・時間的余裕がない」が主なものとなっており、現状の支援体制での対応の限界がみてとれる。

□ : 保護者との関係に関する課題  
 □ : 子どもとの関係に関する課題  
 □ : ケースワーカーの体制に関する課題

支援を行う上で特に課題になっていること  
(福祉事務所に上位3項目を選択)



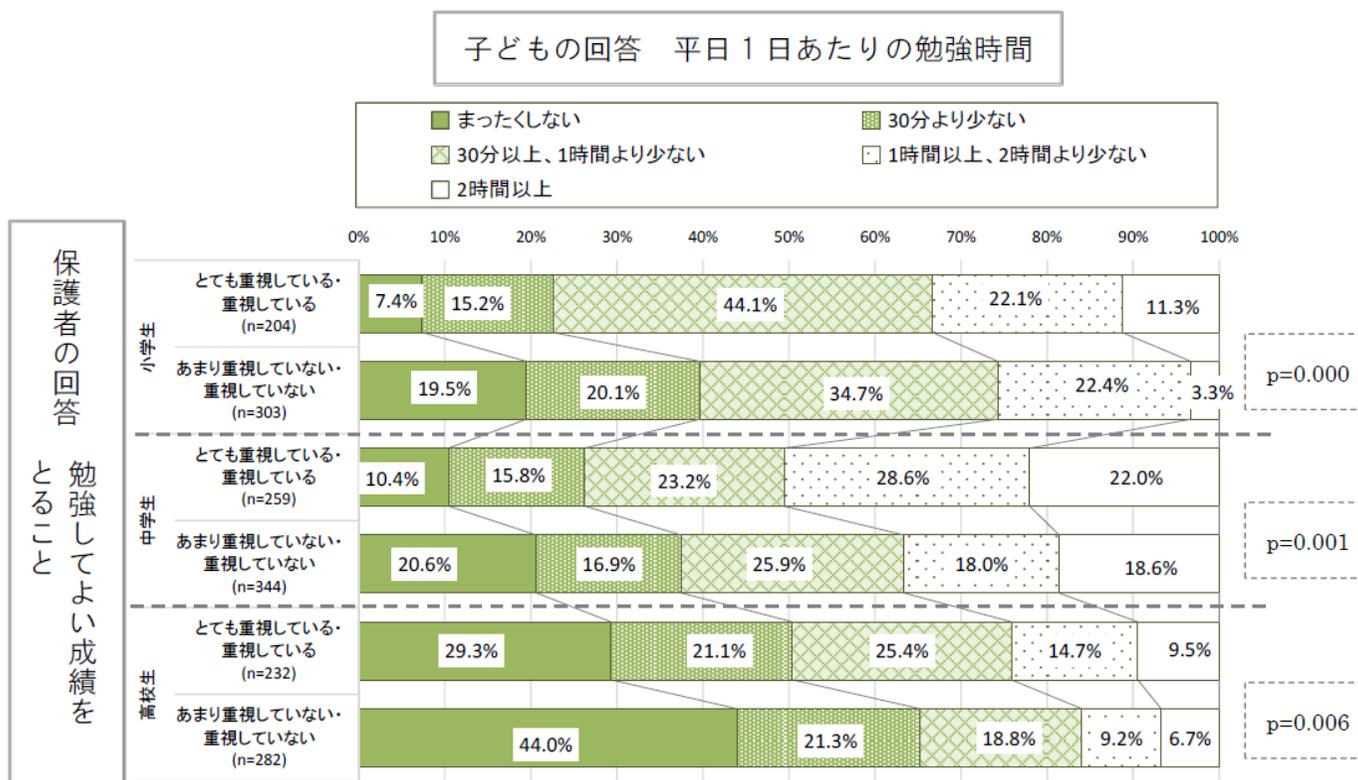
# 保護者の教育に対する考え方と子どもの学習態度との関連性

- 保護者の教育に対する考え方と子どもの学習時間との関連性について、小学生・中学生・高校生のいずれにおいても、保護者が「勉強してよい成績をとること」を「とても重視している」又は「重視している」と回答した場合の子どもの方が、勉強時間が長い傾向が見られる。

保(20) あなたのご家庭では、お子さんの教育について、次のことをどれくらい重視していますか。

子(24) 学校の授業時間以外に、ふだん（月曜日から金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、勉強をしますか。

図表 4-1-2-2 保護者の教育に対する考え方（勉強してよい成績をとること）と教育段階別の子どもの平日1日あたりの学習時間との関連性



※ 出典：平成30年度 生活保護世帯の保護者・子どもの生活状況等の実態や支援のあり方等に関する調査研究事業報告書  
 ※ 生活保護世帯の保護者・子どもを対象にしたアンケート調査をクロス集計したもの。

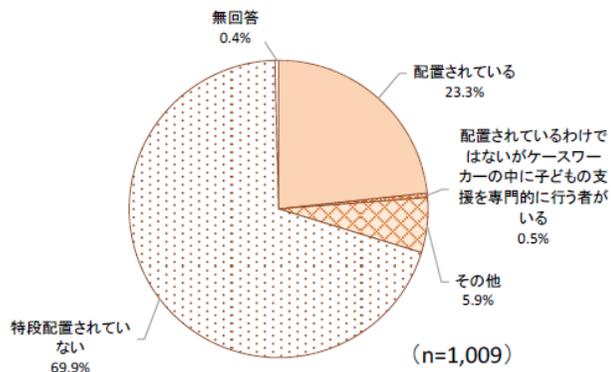
# 子どもの支援にかかる専門的な役割を担う職員等の配置

- ケースワーカーのほかに、生活保護世帯の子どもの支援にかかる専門的な役割を担う職員などが配置されていると回答した福祉事務所は23.3%。配置状況別の支援体制に関する状況を見ると、いずれの点も、特段配置されていない福祉事務所に比べて、配置ありの福祉事務所では、「あてはまる」又は「まああてはまる」の回答割合が高くなっている。

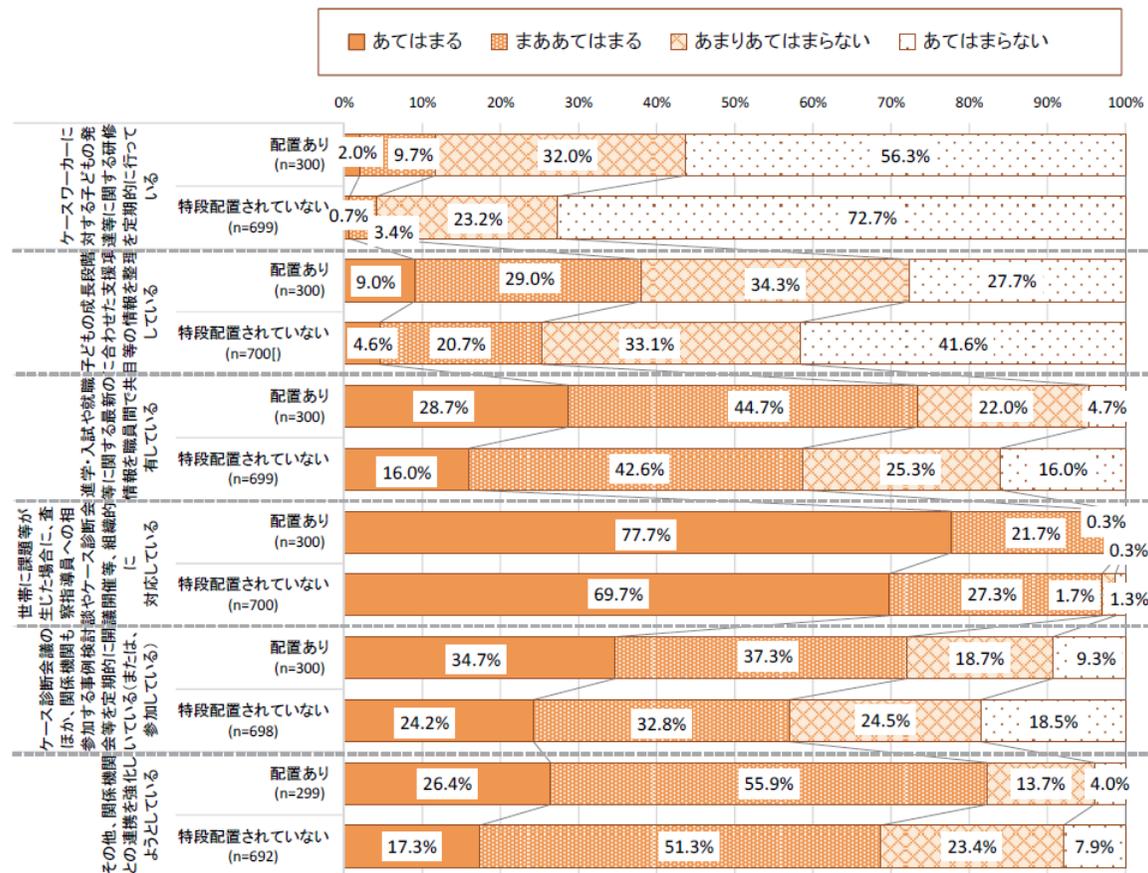
**福問4** 貴所には、現業を行う所員（ケースワーカー）のほかに、生活保護世帯の子どもの支援にかかる専門的な役割を担う職員などが配置されていますか。

図表3-1-2-2

子どもの支援に係る専門的な役割を担う職員等の配置



図表 3-1-2-3 専門的な役割を担う職員等の配置の状況別、福祉事務所としての支援体制



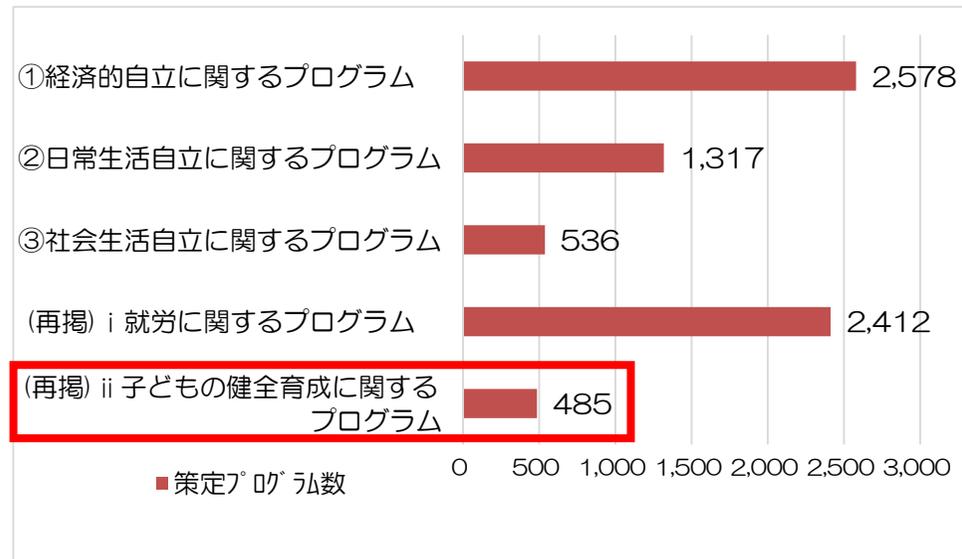
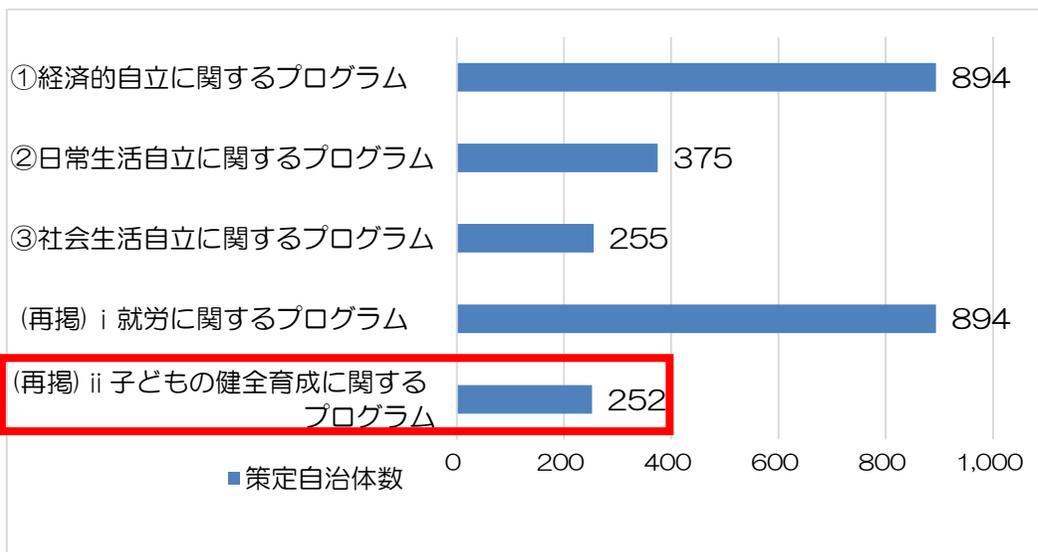
※ 出典：平成30年度 生活保護世帯の保護者・子どもの生活状況等の実態や支援のあり方等に関する調査研究事業報告書（福祉事務所向けアンケート）

※ 「配置されている」、「配置されているわけではないがケースワーカーの中に子どもの支援を専門的に行う者がいる」、「その他」を「配置あり」とした。

# 自立支援プログラム策定率（令和2年度実績）

○ 経済的自立に関するプログラムを策定している自治体数及び策定プログラム数は894自治体（全福祉事務所（906自治体）に占める割合：98.6%）、2,578プログラムとなっている一方で、子どもの健全育成に関するプログラムを策定している自治体数及び策定プログラム数は経済的自立に関するものと比べ少ない状況（252自治体、485プログラム）。

自立支援プログラム等の取組状況調査（令和2年度実績）



	策定自治体数(a)	策定プログラム数	策定率(a/905)	参加者数(ア)	達成者数(イ)	達成率(イ/ア)
①経済的自立に関するプログラム	894	2,578	98.8%	257,569	96,248	37.4%
②日常生活自立に関するプログラム	375	1,317	41.4%	239,359	96,633	40.4%
③社会生活自立に関するプログラム	255	536	28.2%	44,355	30,517	68.8%
(再掲) i 就労に関するプログラム	894	2,412	98.8%	169,558	71,710	42.3%
(再掲) ii 子どもの健全育成に関するプログラム	252	485	27.8%	36,340	24,355	67.0%

①経済的自立に関するプログラム  
「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用して行うものを除く、経済的自立に関するプログラムの合計

②日常生活自立に関するプログラム  
日常生活自立に関するプログラムの合計

③社会生活自立に関するプログラム  
社会生活自立に関するプログラムの合計

(再掲) i 就労に関するプログラム  
「被保護者就労支援事業」を活用して就労支援を行うもの、「被保護者就労準備支援事業」を活用して就労支援を行うもの、上記以外の事業を活用して就労支援を行うもの、査察指導員・ケースワーカーのみで就労支援を行うもの、資格取得に関して支援を行うものの合計

(再掲) ii 子どもの健全育成に関するプログラム  
母子世帯の日常生活を支援するもの、引きこもりの者や不登校児に対して支援を行うもの、「子どもの学習・生活支援事業」を活用して支援を行うもの、(学習・生活支援事業の活用以外で)中学生の高等学校等への進学、高校生の在学継続など、児童・生徒等に対して支援を行うものの合計

# 生活保護世帯における高校生に対する支援

- 高校卒業後就職した者への支援と、大学等進学者への支援とを比べると、以下のとおり。

	高卒就職者	大学等進学者
一時金	— (※1)	・進学準備給付金 一人暮らし：30万円 同居：10万円 (個人単位)
引っ越し代等	・移送費 ・就職支度費 (32,000円以内)	—
人数(※2)	4,558人	4,404人

(※1) 就労自立給付金(上限15万円(世帯単位))の支給の可能性はあるものの、支給は世帯全体が保護廃止となった場合に限る。また、廃止前6ヶ月間の勤労収入の仮想積立を行うため、高校在学中に就労収入を得ていなかった高卒就職者のいる世帯に対しての支給額は基本額の3万円となる。

(※2) 高卒就職者の人数、大学等進学者の人数は令和3年。

(※3) 高卒就職者の初任給の平均額は、約18万円(出典：令和3年賃金構造基本統計調査)

# 就労自立給付金について（生活保護法第55条の4第1項）

- ◎ 生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえた上で、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止することが重要。
- ◎ このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たこと等により保護廃止に至った時に就労自立給付金を支給。

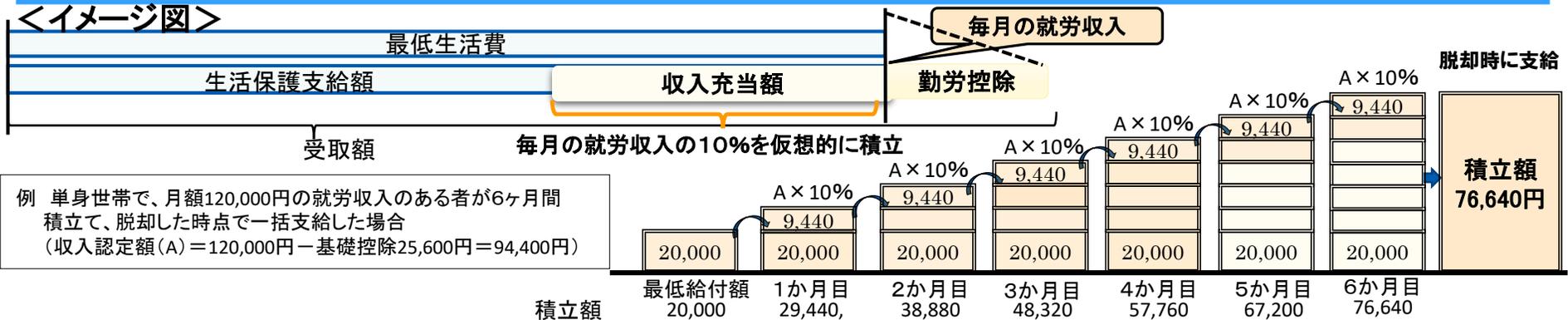
実績	
(支給件数)	
平成30年度	13,351
令和元年度	16,064
令和2年度	13,808

(出典：各年度実績)

## 制度概要

- 支給要件：安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認められたもの
  - 支給時期：世帯を単位として保護廃止時に一括支給
  - 支給額：上限額 単身世帯 10万円、多人数世帯 15万円
  - 算定方法：「最低給付額(※1)」に、「算定対象期間(※2)における各月の就労収入額(※3)に対し、その各月に応じた算定率(※4)を乗じて算定した金額」を加え、上限額といずれか低い額を支給額とする。
  - 再受給までの期間：原則3年間
- ※1 単身世帯2万円、複数世帯3万円  
 ※2 算定対象期間：保護を必要としなくなったと認められた日が属する月から起算して前6か月間。  
 ※3 就労収入額：就労に伴う収入として収入充当した額  
 ※4 算定率：保護の廃止に至った就労の収入認定開始月を起算点として10%

### <イメージ図>



# 生活保護世帯における高校生に対する支援

高校等就学時

保護費で支給

高校就学に必要な最小限度の額  
公立高校就学費用  
(参考書代等)

保護費を減額しない取扱い

私立高校就学費用  
修学旅行費用等

学習塾等費用

進路選択時

進学準備給付金

大学等入学金・受験料、  
転居費用など  
※大学等の授業料は含まない。

大学等就学時

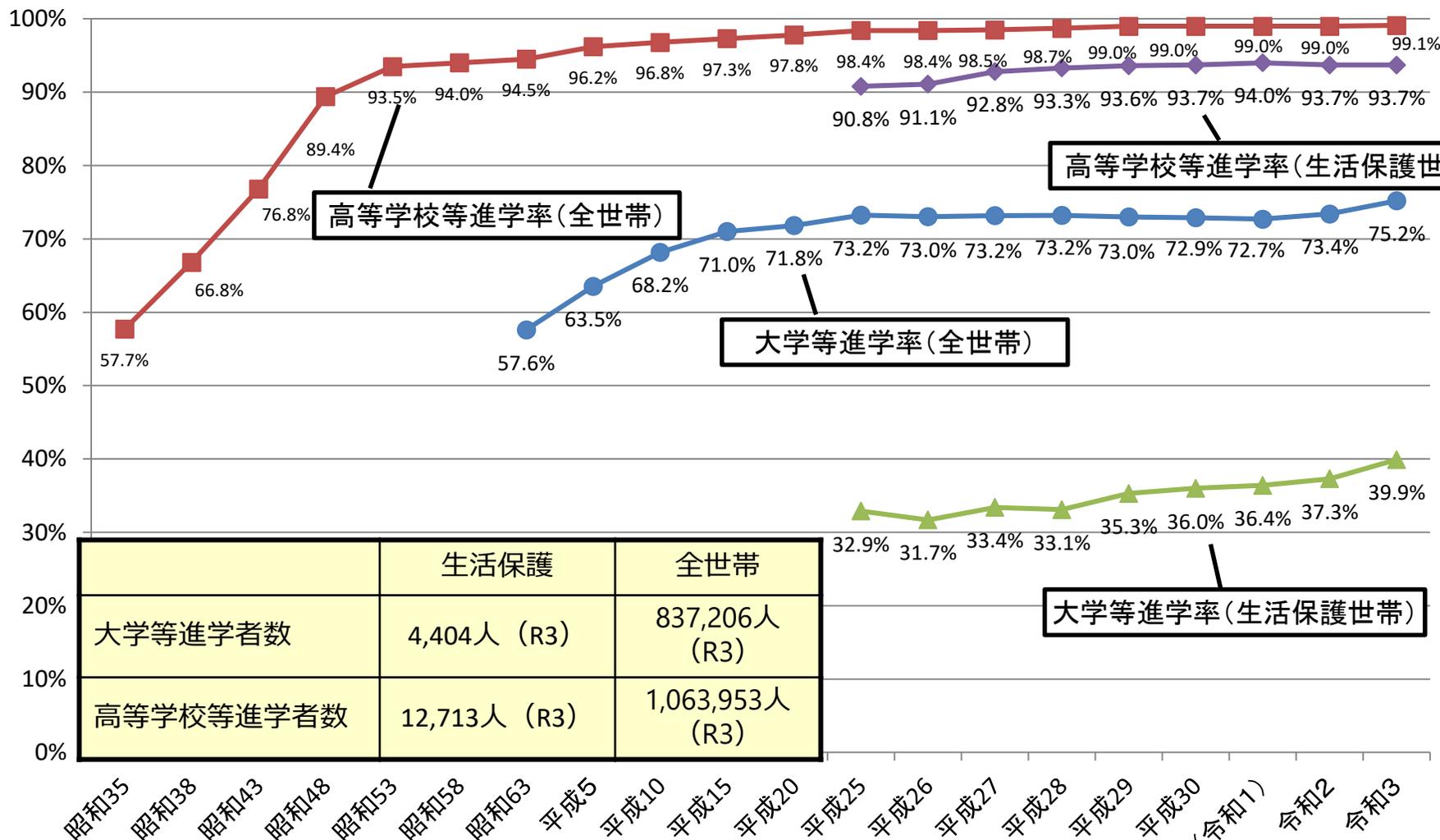
新生活の立ち上げ費用

保護費は支給しない(ただし、同居の場合 住宅扶助は減額しない)

高等教育の修学支援新制度 (文部科学省)

大学・専修学校等 授業料、生活費等

# 高等学校等、大学等進学率の推移



	生活保護	全世帯
大学等進学者数	4,404人 (R3)	837,206人 (R3)
高等学校等進学者数	12,713人 (R3)	1,063,953人 (R3)

(注1) 昭和62年以前は、専修学校・各種学校入学者数のデータを把握していないことから、それ以前の大学等進学率は不明である。

(注2) 各年3月の中学校等及び高等学校等を卒業した者の進学率

(注3) 「生活保護世帯」と「全世帯」の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには注意が必要。

(注4) 令和4年8月2日時点で自治体に確認が取れた数値を記載。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」を基に保護課にて算出(全世帯)  
保護課調べ(生活保護世帯)

# 高等教育の修学支援新制度について

(実施時期：令和2年4月1日)

※大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月10日成立）

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校  
 【支援内容】①**授業料等の減免** ②**給付型奨学金の支給**  
 【支援対象となる学生】**住民税非課税世帯** 及び **それに準ずる世帯の学生**  
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

令和4年度予算額 5,196億円

授業料等減免 2,671億円※  
 給付型奨学金 2,525億円  
 ※公立大学等及び私立専門学校に係る  
 地方負担分（405億円）は含まない。

国・地方の所要額 5,601億円

## 授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

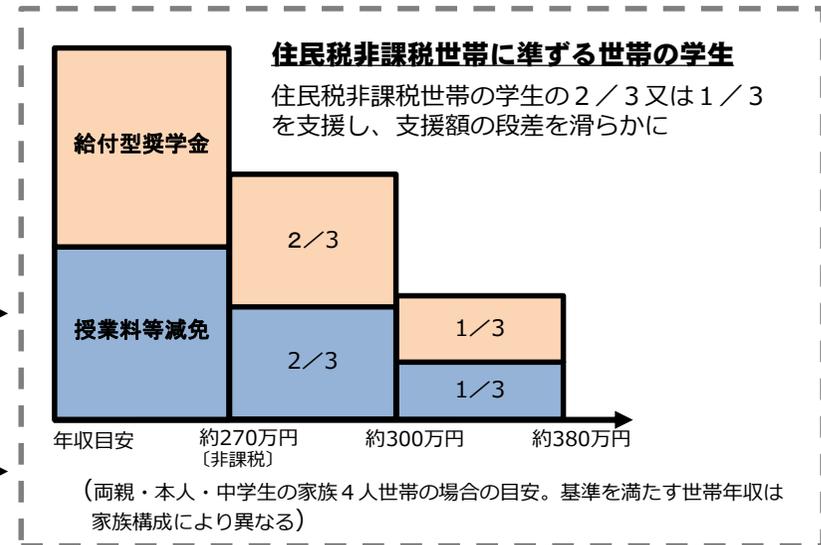
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

## 給付型奨学金

○ 日本学生支援機構が各学生に支給  
 ○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立	高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立	高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



## 支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

## 大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

# 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金） ～生活保護世帯の出身者・社会的養護を必要とする者の場合～

## 1. 授業料等減免の上限額（年額）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

※夜間部や通信課程の場合、減免額が異なります。

## 2. 給付型奨学金の支給額

		居住に要する費用の支援が必要ない者		左記以外 ※本人が居住費を負担している場合	
		月額	(参考) 年額	月額	(参考) 年額
大学、短大、専門学校	国公立	33,300円	約40万円	66,700円	約80万円
	私立	42,500円	約51万円	75,800円	約91万円
高専	国公立	25,800円	約31万円	34,200円	約41万円
	私立	35,000円	約42万円	43,300円	約52万円

※大学等進学後も、引き続き、施設等や里親、生活保護世帯の父母等のもとから通学する場合は「居住に要する費用の支援が必要ない者」になります。

※通信課程の場合は、上表に関わらず、年額51,000円となります。

## 3. 所得・資産の要件の確認

### (1) 生活保護世帯の出身者

**父母が「生活扶助」を受けていれば、非課税世帯として支援対象となります。**

### (2) 社会的養護を必要とする者（児童養護施設等の入所者等）

**本人の所得・資産のみで判定し、低所得であれば、支援対象となります。**

### （社会的養護を必要とする者とは）

満18歳となる日の前日（又は高校卒業時点）（申込時点で18歳になっていない場合は申込時点）において、

- 児童養護施設等（児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）を含む。）に入所していた者
- 里親等（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者を含む。）のもとで養育されていた者が該当します。

- ✓ 本人に相当の所得や資産がある場合、上表の額の支援が受けられない場合があります。（所得について、本人（未成年）の年収が額面で200万円を超えるような場合でなければ、判定には影響しません。）
- ✓ 学業成績・学修意欲やその他の対象者要件を満たさない場合、支援の対象外となります。